

離島における再生可能エネルギー発電設備の接続申込みに対する回答保留概要

1 対象離島

奄美大島、喜界島、甌島

2 適用対象

発電設備：「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に規定される全ての再生可能エネルギー発電設備

電圧種別：低圧(注1)、高圧、特別高圧

申込区分：新規申込み（事前相談、接続検討、接続契約）

(注1) ご家庭用の太陽光など低圧10kW未満（余剰買取）を含む

なお、回答保留期間中においても、事業者さまが太陽光・風力発電設備への蓄電池の併設や、バイオマス・地熱・水力発電の出力調整など、昼間に電力を系統へ流さない方策をご提案される場合は、電力の安定供給に影響を及ぼさないことから、個別に協議をさせていただきます。

※上記2の適用対象は平成26年7月25日公表の他の6島と同様です。

3 適用開始日

接続可能量の目安を超過した日

※ 接続可能量の目安超過を確認した場合、事後速やかに公表いたします。

4 回答保留期間

接続可能量の目安超過の公表時にお知らせします。

5 説明会の開催

後日、各島にて説明会を開催いたします。

対象離島	開催日時	開催場所
奄美大島	平成26年12月10日(水) 14:00～15:00	奄美文化センター第2会議室
喜界島	平成26年12月16日(火) 14:00～15:00	喜界町役場集会室兼多目的室
甌島	平成26年12月18日(木) 10:00～11:00	里公民館視聴覚室

以上